

ふるさと納税返礼品 評価基準

評価基準項目			評価基準	
			標準点(3点)	加点基準(加点がいくつあっても満点は5点)
<p>横浜市「ふるさと納税」返礼品事業者募集要項との合致等(20点)</p> <p>「横浜市に対して寄附していただいた方(市外在住の個人に限る。以下「寄附者」という。)へ感謝の意を表するとともに、寄附者の方が「ふるさと納税」を契機として横浜の魅力に直に触れることにより、将来にわたって横浜を応援したくなるような「横浜ならではの」魅力溢れる体験型・体感型の返礼品」であること。</p>	1	「横浜ならではの」の要素が含まれているか	<p>【全分野共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附者の方が、将来にわたって横浜を応援したくなるような、「横浜ならではの」魅力を体感・体験いただける要素を含んでいる。</li> <li>(例) 港、夜景、街並み、花と緑 等</li> </ul> <p>【分野別】</p> <p>各分野が、次の条件を満たしていること。</p> <p>&lt;宿泊&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客室から横浜ならではの眺望が楽しめ、落ち着いた雰囲気の中で横浜の魅力を体感できるプランである。</li> <li>・建物自体に、横浜を代表し、または横浜をイメージさせる「横浜ならではの」要素がある。</li> <li>(例) 横浜の歴史的建造物である、横浜を象徴する特徴的の形状である 等</li> </ul> <p>&lt;食事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大人が落ち着いた雰囲気でき料理を楽しめ、ふるさと納税限定の要素を含んでいる。</li> </ul> <p>&lt;観光&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜ならではの観光スポットを複数含み、手軽に横浜の魅力を体感できるプランである。</li> </ul> <p>&lt;市内限定体験&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内でのみ提供され、横浜市に來ないと経験できないサービス等であり、ふるさと納税限定の要素を含んでいる。</li> </ul>	<p>標準点を満たす提案であることに加え、下記の説明が1つあれば+1、2つ以上あれば+2</p> <p>「横浜ならではの」の要素が複数(2つ以上)含まれており、寄附者に対する高い訴求力が認められる。</p> <p>他都市で実施されている返礼品にはない、新しい(横浜オリジナル)の要素が含まれている。</p> <p>その他、特出して評価できる要素が認められる。 (「食事」「市内限定体験」以外で、ふるさと納税限定の要素が含まれるなど。)</p>
	2	安定的な提供が可能か	<p>提案内容と同一又は類似のサービス等を6か月以上継続して提供した実績があり、一定数を安定的に提供できる見込みがあること。</p>	<p>標準点を満たす提案であることに加え、下記の説明が1つあれば+1、2つ以上あれば+2</p> <p>優先予約枠を設定するなど、寄附者がサービスを受けやすい(予約が取りやすく、安定的に利用できるなど)優遇等が設定されている。</p> <p>その他、サービス利用に関して特出して評価できる要素が認められる。</p>
	3	コストが妥当であるか	<p>横浜市の支払額が、該当サービス等の一般的な市場提供価格に消費税、包装費用及び返礼品送料その他の経費を加えた金額であること。</p>	<p>標準点を満たす提案であることに加え、下記の説明が1つあれば+1、2つ以上あれば+2</p> <p>コスト面での優遇や優待等が設定されている。</p> <p>コストには反映しないが、ふるさと納税限定の付加価値が加味されている。</p> <p>その他、コスト面で特出して評価できる要素が認められる。</p>

【20点満点】

- ・1～5までの5段階評価。標準点を「3」とし、提案内容が不十分なものであれば「2」、著しく不十分なものであれば「1」とする。「1」又は「2」がひとつでもついた提案は、採用しない。
- ・加点は、該当事由がいくつあっても最大で「5点」とする。
- ・評価基準項目1「「横浜ならではの」であること」については、点数1～5に係数2を乗じる。
- ・別表に掲げる要件のうち、ひとつでも満たしていない場合には提案内容の評価は行わず、基準を満たしていないことの確認のみを行う。

(別 表)

項 目	要 件	
3 応募資格	(1)	市内に本店(本社)、支店(支社)又は事業所を有する法人、団体又は個人事業者であること。
	(2)	ひとつの法人、団体又は個人事業者でサービス等の提供が可能であること。
	(6)	本市指名競争入札に参加する資格を有するものについては、横浜市指名停止等措置要綱(平成16年4月1日)に基づく指名停止措置を受けていないこと。(同資格を有していないものについては、同要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。)
	(7)	自らの事業を行い、又はサービス等の提供に当たって許認可等が必要な場合には、当該許認可等が有効期間内であること。
4 返礼品の条件	(1)	市内で提供されるサービス等であること。(=「物」ではないこと。)
	(4)	最低2名以上での利用が可能サービス等であること。
	(8)	返礼品の内容が、公序良俗に反するものではないこと。
	(9)	返礼品の内容が、特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものではないこと。
	(10)	本件募集開始時点において、既に返礼品となっているものと重複しない内容であること。